



一般質問発言通告書

令和5年11月21日
午後3時50分受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和5年11月21日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質問事項	要旨	答弁者
1 教員に対する指導と支援体制について	<p>竹園東小学校の教員による不適切な指導により、児童3人が登校できなくなり、1人が転校せざるを得ない状況に陥っていたことが、10月半ばに新聞各紙やネットニュースなどで広く報道されました。これら報道の多くは「トイレ指導」のみをクローズアップしていましたが、当該教員の不適切な指導については、その改善を求める声が4年前の赴任当時から継続して複数の保護者から上がっていたと聞いています。</p> <p>(1) この件についての総括を伺います。どの時点で何をどうすれば良かったと考えていますか。また今後の対応は。</p> <p>(2) 教員による不適切な指導については、この教員の他にも声が届いていますが、児童生徒や保護者から声が上がった時、学校や市はどのような対応を取ることにしているのでしょうか。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 情報・コミュニケーション条例と聴覚障害者に対する支援について	<p>今年4月、つくば市内の11の福祉団体が連名で「つくば市障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」（以下「情報・コミュニケーション条例」という。）の制定施行に関する要望書を五十嵐市長に提出しました。この「情報・コミュニケーション条例」は、全国各地で制定された手話を必要とする方の権利を保障する「手話言語条例」にとどまらず、多様な障害により情報の取得やコミュニケーションが難しい人が、不自由なく社会生活を送れるよう、環境整備を目指すものです。この条例制定に向けての進捗を伺います。</p> <p>また、この要望書提出に至るまで数々の学習会を開催し、意見交換の場をつくるなど中心的役割を担ったのはつくば市聾者協会です。「情報・コミュニケーション条例」制定と並行して具体的な事業についても要望活動を重ねているということです。ですので、それぞれについても進捗を確認したいと思います。</p> <p>(1) 条例制定の進捗状況 (2) 聴覚障害者に対する災害時の訓練の状況 (3) 手話を必要とする高齢の聴覚障害者に対する老人福祉施設等でのコミュニケーション確保の状況 (4) 手話通訳者派遣事業の対象範囲拡大について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。